

第二回 大正十二年七月十九日家庭訪問、本人は七月十七日朝、母親の薬を取りに行き、其儘途中にて遊び、夕方頃薬瓶は自宅に投げ込み、其晩は自宅の周囲を徘徊し、翌日帰宅せりとの事故、其不心得を諭し堅く將來を戒め置けり。

第三回 大正十三年七月三十一日家庭訪問、本人は其後別條なく家業の手傳をなし居れり。

第四回 大正十二年八月十三日家庭訪問、本人は其後一回湯に行きたる儘、帰宅せざりし事ありしとの事なり。

第五回 大正十二年十一月一日家庭訪問、震災の爲、家屋は全焼したるも、家族は皆無事にて、既に店舗を新築し、商賣(下駄商)を始め居れり。

第六回 大正十二年十一月十六日家庭訪問、本人は其後別條なく家業の手傳をなし居れり。

第七回 大正十二年十一月二十日家庭訪問、本人は其後も別條なく家業の手傳をなし居れり。

自第八回至第十七回 大正十三年一月八日、同年二月十五日、同年三月十二日、同年四月十一日、同年六月十八日、同年九月三日、同年九月二十六日、同年十月二十八日、同年十一月十一日、同年十二月九日家庭訪問、本人は其後大なる變化なし。固より智能低き少年の事故時には使に行き、遊んで来る事もあり、又時には無断で遊びに行く事もあるも、かゝる少年の事故、多少の缺點は免れざる所なれば、此程度にて保護を打切る事にせり。

ケース 第 號

性別 男

保護着手 當時年齢 十七歳

一、住居及環境

諸處轉々し、住居一定せず。

一、家族狀況

続柄	年齢	健否	現在職業	月收入	教育程度	備考
實父	四八	死亡			不明	大酒家ニテ腦溢血ノ如キ病氣ニテ死亡ス
實母	四一	虛弱			同	聾ヲ取り一子ヲ擧ゲタルモ後夫婦別レセリ
異父姉	二一	健			尋常六年卒業	
本人	一七	同			尋常六年中途退學	
弟	一一	同			尋常五年在學	
同	一〇	同			尋常三年在學	
姪	三	同			未就學	

一、血族狀況及學校狀況

父の妹一人あり、健在。母の妹二人あり、共に健在。父方の父母は共に健在。母方の父母は既に病死し、母の方は精神病なりしとの事なり。

學校名	通學期間	年級	學科成績	操行	最良學科	最悪學科	缺席理由	轉退校理由
中野小學校	八歳四月—九歳七月	一年	不良	稍可	ナシ	算術	病氣	轉居ノ爲
長者小學校	九歳九月十五日—十一歳三月卅一日	二年	丙	可	唱歌	書方	病氣、事故	同
八戸小學校	十一歳四月一日—十四歳三月四日	四年	丙	稍可	圖畫	算術	怠惰	半癩ノタメ就學免除

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

一、職業狀況

仕事ノ種類	就職期間	所在地	仕事時間	賃金	同職人数	紹介者	轉職又ハ解職理由	通勤力
新聞配達	一年八ヶ月	横濱市辨天通六丁目	三時間	月給二一圓	二〇人	警察	掛金横領ノ爲	住込
同	半ヶ月	横濱市中村町	同	不明	一二人	同	同	同
洋食屋	不明	不明	不明	同	不明	同	同	同
辨當屋	同	同	同	同	同	同	同	同
大工	同	東京市日本橋區駿河町	同	同	同	同	金品横領ノ爲	同

一、要保護事由

本人は青森縣の生れにて、父の實家は相當の資産家なりしも、父は先妻に死に別れてより、父親（本人の祖父）と意見を異にし、面白からぬ所より妾（本人の母）を持ち別荘を造りて、別居し、毎日酒を呑んでは遊び暮し居たるが、彼は其の間に生れたる子供にて、父は彼の八歳の時、酒の爲に腦溢血の如き病氣にて歿し、彼は其の頃より、親戚や親の名義を利用して、他人より金錢を騙取して費消する爲、皆彼を持って餘し居たりとの事なり、彼は活動寫眞が好きにて、西洋劇を見て空想を夢み、十歳の時一度と十二歳の時一度、無斷家出して上京したる事あり。又北海道にも四五回逃亡し、十四歳の時函館公園にて、或夕ベンチに一人の少女が泣き居たるを發見し、彼女に其の理由を尋ねたる所、彼女の言ふには、故郷の父死亡したりとの電報來りたるも、旅費なき故歸國出來ぬ爲めとの事を聞き、彼は大いに義侠心を出し、それなら僕が金を工面してやるとて、

其の晩公園にて、外人のオペラバックを切り落して、八十圓餘の金を窃取し、其の内三十圓を彼女に與へたりとの事なり。彼が掏摸を働きたるは、實に之が手初めなりとの事なり。然し彼は、後にて彼女に欺れたる事を發見したりと、實は彼女は姪賣婦にて、男を騙す常套手段なりしとの事なり。學校は尋常六年の中途迄行きたるも、學校が嫌ひにて退學し、十五歳の八月、無斷家出して三度目の上京をなし、爾來横濱、東京を放浪し、新聞配達、辨當屋、洋食屋等の出前持、大工其他數ヶ所を轉々したるも、何れも長續きせず、行く先々にて、掛金を横領したり、持逃げしたりして姿を晦まし居たるが、最近感ずる所ありて自首せんとし、上野署管内の交番に立ちたるも、最初の日と言ひ出し難くて、二日目に漸く自首したりとの事なり。尙聞く所に依れば、父の實家にては、父の妹が婿を取りたりとの事なるが、父の死亡後は往來せぬとの事にて、又母の實家は、以前は相當の資産家なりしが、祖父が鑛山師に欺かれて、資産の大半を失ひ、それが爲に、祖母は狂死したりとの事なり。又母の妹は百萬長者に嫁し居るも、之れ又頗る冷淡にて、頼みにならず、父死亡後は、別荘など賣拂ひて漸く生活し居る有様にて、家庭には、母の外に姉（母の連子）と弟二人あり、姉は婿を取りて一子を擧げたるも、生活上の問題にて不縁となり、家庭内は、常に母と姉とが衝突して、風波の絶間なしとの事なり。

一、保護經過（保護開始、大正十一年七月十九日）
（保護打切、大正十一年九月）

第一回 大正十一年七月十九日東京區裁判所検事局より本人を引取りたるも、豫め彼の意向を聞きたる上にて、保護方針を定めんとし、彼の所存を尋ねたる所、彼の言ふには、自分

本府に於ける児童保護狀況と其の經過

は之れ迄長らく放浪生活をなし來りたるも、急に故郷の母が戀しくなりし爲、之れ迄犯したる罪を自首して、青天白日の身となり、然る後働きて得たる金を旅費にして、歸國する考へにて自首したる次第故、自分は之れから、淺草に居る知人を訪ねて二三日厄介になり、それから何か仕事を見つけて働くつもりなりとの事故、余も彼の自首したる心を信用し、全く改心したるものと思ひ、其の知人なる者が如何なる人物なるかを確めたる上二三日保護を依頼し、然る後適當の職業を紹介してやらんと思ひ。

第二回

彼と共に其の知人なる者を訪ねたるも、居所不明にて、何れにて聞きても分らず、其中に日も暮れ果てし故、已むなく其の日は斷念して引上げ、小石川の幼少年保護所に同伴し、一時收容せんとしたる所、彼は以前に此處に來りし事ありとの事にて、泊る事を好まざりしも、今更行く所もなき故、無理に其處に泊らせ。

第三回

翌朝訪ねたる所、彼は此處は如何にしても、居心地悪くて、一刻も我慢出來ぬ故、如何なる所にもよき故、一時就職したしとの事故、彼の希望する神田の製本屋へ同伴したる所、製本屋の主人は、彼が頭髮はのび、目には鼈甲縁の大きなレンズの眼鏡を掛け、容貌は頗るにやけ、身には霜降小倉の上衣と猿股一枚に、足駄履きと言ふ異様の風體をなし、丈は十七歳と云ふに、五尺四五寸もあらうかと思はれる程の大男にて、一見して何人も、不良少年と言ふ感を起させる人物故、主人も薄氣味悪く感じたものか、種々六ヶ敷條件を持出したる爲、結局出來ない相談に終りし故。

第四回

又出直して外の所へ向けてやらんとしたるも、彼は自分一人にて、今一度淺草の知人を訪ねて見たしとの事故、それなら今一度訪ねて見るもよいが、一體其の知人とは、如何なる關係の者なるかを質したるに、彼の言ふには、それは自分が上野署に拘留中留置場にて知合になれる花島と言ふ者から聞きたるにて、未だ一面識もなきも、其處に行けば一時厄介になれる故、行けと言はれし爲めなりとの事故、それなら其の花島なる者は如何なる譯にて留置場などに入れるかと聞きたるに、それは喧嘩したる爲めなりとの事故、それなら其の花島なる者に尋ねたら詳しき事も分るならんと思ひ。

第五回

彼と共に上野署に行き、花島なる者の人物に就て尋ねたる所、彼は春晝密賣のかどにて之れ迄幾回も檢舉されし事ある札付の者なりとの事を聞き、余はかゝる者の知人にては同類か、左もなくとも碌な者にあるまじと思ひ、彼に斷念させんとしたる所、彼は其の時初めて、余に本心を打開けたり。即ち彼は、留置場にて知合になれる花島なる者より春晝密賣の事を勧められ、彼も丁度歸國せんとする矢先なりし爲、すつかり彼の口車に乗せられ、たつた今自首したる口の未だ乾かぬ中に、早くも惡に心を奪はれ、それが爲彼が知人なる者を他く迄訪ねんとしたる事判明せる故、余はかゝる替り易き心にては、改心したりと言ふも、到底當てにならず、此の儘彼の意に任ずれば、結局再び不良に陥る基故、それ程迄に歸國し度きものなら歸國せしめてやらんと思ひ。

第六回

其の日は瀧野川學園に事情を話して一泊させ。

第七回 翌日上司に事情を話し、旅費を支給して貰はんとしたるも、役所としては、一應郷里の親許に照會してからでなくば、應じ難しとの事故、彼に其の旨を告げたる所、彼は郷里へ照會などされては歸れぬとて、照會される事をひどく氣にする故、余も其の理由を多少怪みたるも、それなら余が自辨してやるから歸國せよとて彼を促し、瀧野川學園を辭し。

第八回 途中余の宅に連れ來りて夕食を與へ、風呂敷一枚に、半紙一帖と雑誌一冊を與へ、尙猿股一枚にては夏とは言ひながら、脛が露出して見苦しき故、有り合せの半ズボンと與へてはかじめ、上野迄同伴したる所、彼はかゝるみすばらしき服装にては、郷里に歸るも氣まり悪き故、服装を調へたしとの事故、横着なりとは思ひたるも、彼の言ふが儘に、海水着に、麥藁帽と運動靴とを買ひ與へて、上野驛に至りし所、青森行は午後十時發の特急なりとの事故、八戸迄の切符と急行券とを買ひ與へ、小使も三圓程やりし所、彼も流石に喜び、之れ迄かゝる厚意を受けたる事なく、此の恩は決して忘れぬとの事故、其の心持にて早く歸り母を安心させよとて彼と別れたり。

第九回 然るに其の後約一ヶ月を経るも、何の消息もなき故、余も不審を抱き、或は又、氣が替りて歸國せざるにあらずやと思ひ。

第十回 郷里の母親に宛て、彼の歸國の有無を照會したる所、次の如き書面來りたるを以て、余も漸く安心し、保護を打切る事にせり。

謹啓新秋の候御貴殿様より態々御叮嚀なる御書面に接し御厚情の段難有奉深謝候私忝益雄儀は過日無事到着仕候貴地滞在中は肉親も及ばざる御世話に相成りし由承はり誠に以て私初め家内一同御厚志の段は呉れくも筆にては述べ難き次第にて有之候早速御禮狀差出すべき筈の處私儀遠方へ参り居りし爲め遂に延引仕り誠に御申譯も無之候失禮の段は平に御容赦被下度候先は失禮乍書面を以て右御禮迄如斯に御座候敬白

九月七日

ケース 番號 第 號

別性 男

保護着手 當時年齢 十七歳

一、住居及環境

家居は門構にして母屋隠居所の二棟より成り間敷合計十室、疊數二十疊の所有家屋なり。庭は門より玄關に至る間二十坪及客室に面して三十餘坪ありて樹木草花等を植ゑ、中産階級の上位の住宅にして内外整頓し居りて住み心地よし、附近一帯知識階級の住宅地にして女學校及陸軍被服廠に隣接す、門内に別に一棟の住宅ありて姉の夫(家族夫妻小供二人)住居し居れり。

一、家族狀況

親 柄	年 齡	健 否	現 在 職 業	月 收	教 育 程 度	備 考
父	六 七	健	某省高等官	年收一九二〇圓	專門學校卒業程度	

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

母	六	健	ナシ	ナシ	小學校卒業程度	目下金澤ニ居住ハ
兄	三	同	陸軍主計官	年收九九六圓	專門學校卒業	同上
兄ノ妻	二	同	ナシ	ナシ	師範學校卒業	夫及小供二人ト門内ニ居住ハ
姉	三	同	銀行員ノ妻	ナシ	女學校卒業	同上
兄	三	同	會社員	年收一六六四圓	專門學校卒業	夫及小供二人ト門内ニ居住ハ
姉	二	同	新聞記者	不明	大學豫科修業	大阪ニ在リ
本	二	同	ナシ	ナシ	女學校卒業	同上
人	一	同	同	同	中等實業學校二年中退	同上
兄ノ長女	七	同	同	同	夫就職	金澤ニ在リ
兄ノ次女	四	同	同	同	同	同上

右之外門内居住の姉の夫(四二歳)、長女(五歳)、次女(三歳)

一、血族狀況

不明

一、就學する迄の狀況

七歳に中耳炎にて三ヶ月就褥爾後今日に至るも全癒せず時々疼痛を覺え且つ聽力弱し。

一、學校狀況

八歳四月	臺町小學校ニ入學	十四歳三月卒業
十四歳四月	早稻田實業學校ニ入學	同年七月長期缺席ヲ始メ終ニ退校
十四歳九月	竹早町高等小學校ニ入學	十六歳三月卒業

十六歳四月	東北實業學校豫科二年ニ入學	同年七月長期缺席ヲ始メ終ニ退校
-------	---------------	-----------------

一、職業狀況

従事せし事なし。

一、要保護事由

大正九年(本人十七歳)八月三十一日午前淺草公園富士館にて氏名不詳三十五六歳の男の腰部より金十八錢在中の蓋口一個を窃取し同日午後同所に於て同様の行爲をなさんとして警視廳刑事に發見せられ檢事局に送致同局に於て要保護兒童として本員に引渡されたる者なり。

一、保護經過

第一回 大正九年九月三日檢事局より家庭に同行の上今日迄の友人殊に浮浪中の言動を調査せんとし本人に就いて尋ぬるも實際を語らず父母と保護方法を協議せしも決する所なく本人には家庭に謹慎し居るを條件として父母に預け置く(保護方法の決せざるは已に父兄が協議して最寄りの感化院を夫々聞合せて感化院の内容及成績を知悉し居りて入院を賛成せず他に良法なきを以て)

第二回

五日再び訪問の上先づ二日間の行動に就いて母に尋ねたるに夜は小説に耽りて一時頃迄睡らず爲めに朝は十時を過ぐるも起床せずと次に本人に就き再び既往の行動及友人等を聽取せんとするも答へず將來の目的を問へば民間飛行家を望んで已ます故に希望を達す

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

る第一歩は勉強と修養の必要なるを説き起床六時就寝九時とし晝間は時間表を作製し勉強し夜は父に就いて漢文の教授を受くる事とし必らず飛行家たるの希望を父に認容せしむる事に本員と契約す。

第三回

同月十日訪問の時散歩の要求ありしを以て姉と共に散歩する事を慫慂せしも本人は満足せず、單獨散歩を要求して已まず、然れ共懇諭の上時には本員と共に散歩する様なだめ置けり。

第四回

三四回訪問後約に従ひ二十日本員と共に植物園を散歩しつゝ本人の語る所に依れば、早稻田實業學校に入學(十四歳四月)後學友と共に學校を缺席して淺草公園に遊び活動寫眞を觀覽して以來家庭は登校を装ひて出で友人と淺草にて遊ぶ様になり、此頃は淺草に多くの友人ありて一團體を組織し居り活動を始め同公園所在の娛樂場は凡て無料にて出入自在なるも活動觀覽は別に快樂にあらず只だ無意味に淺草銀座等の盛り場を四五名にて徘徊するが快樂なりと、時には歌劇女優の後援と稱して、カフェー等にて女優と飲食し夜は山谷附近の木賃宿に宿泊する事多く又團體員は學生(長期缺席者)テキ屋と稱する、露店商人、偽學生等にて此れ等の寄宿する下宿等に宿泊せしと今後は飛行家たる希望に父を賛成せしむる一方法として中學に入學方を慫慂せしも本人好まず、已むなく從然通り勉強する様懇諭せり。

第五回

二十八日午前十一時來客ありて母の命を受けて近隣の蕎麥屋へ注文に行きし儘歸宅せず

との報に接し姉と協力(姉は既往に於て本人が浮浪する毎に搜索せしを以て經驗あるを以て)して銀座、淺草等を搜索せしも不明。

第六回

十月二日姉が淺草公園に於て一不良青年より三日午後八時より十時迄に或方面より新橋驛に下車し、同驛か又は銀座千足屋喫茶室にて會合する約ある事を聞き込みたりとの報に接し、本員姉及知人と六名にて新橋驛及千足屋食堂に七時半より十一時迄張り込み居りしも來らず。

第七回

已むなく四日警視廳に搜索方を願ひ出す。

第八回

十月六日一不良青年が本人を本人宅へ訪問せしを以て、母が本人不在中なるを答ふると共に搜索中なれば、若し本人に邂逅の機あらば歸宅を勸告又は同行歸宅する様依頼せしに本人所在を知り居る様子なりしを以て十圓を給與して、同行歸宅を依頼せり。

第九回

翌七日午後二時頃一名の友人と共に門内居住姉の家に来りしを以て同行の友人に金二圓を給與して歸らしめ、直に本員へ報告ありしを以て出張の上歸宅せしめず、本員宅へ同行の上宿泊せしめ調査するに蕎麥屋に使ひに行く途上氏名不詳の悪友に逢ひ蕎麥屋にて飲食し代金は自宅にて支拂ふ由を告げて、近隣の下駄屋に行き、ゴム草履二足下駄一足を買ひて代金は自宅に取りに来る様告げ、尙ほ五十錢を借り受け神田雉子町所在の洋服店(父及兄の洋服を注文する店)にて八十圓の商品券を詐取し、小川町の兩換店にて金に代へ淺草公園にて、悪友等と共に歌劇活動に耽り居りしに四日金が無くなりしを以て、

自宅附近の酒屋に來りて前同様の手段にて十圓の商品切手を詐取し、金に代へて浮浪し居りしが六日自宅を訪問せし悪友も團體の一人なるが如し、七日友人等が一度歸宅せよと勸告せしを以て、歸宅せし次第なりと。

第十回 八日家庭に同行し、父母に謝罪せしめ全部支拂方を請ひ、時間表に依て日課を遵守する様誓はしめたり。

第十一回 爾後訪問毎に中等學校へ入學方を勸告し居りしが十一月十一日入學の勸告に従ひたるを以て、父母と協議の上兄の知人(第一高等學校生徒)を依頼し、一週に三日宛來邸の上幾何、代數、英語の教授を受く本員亦京北中學郁文館中學等の編入試験科目を聞合せ交附し、一週一回は訪問し、家庭教師の來邸せざる日の午後本人が本員宅に來りて勉強する事にせり。

第十二回 十二月に至り本員宅に來りて勉強する事を中止す、午後散歩に行き、歸宅時間十二時頃なる事度々ありしを以て、説諭するも改めず。

第十三回 大正十年(十八歳)一月二十五日庭内居住義兄が、會つて南支所在の支店長在職中動亂起りし時、居留民保護に盡力せしを以て、居留民より贈りたる金杯を窃取して破壊し、金塊として近隣の時計屋に賣却せんとせしを時計屋の密告に依て、家人が知り買戻しの上修繕せり。

第十四回 爾後從前通り一週一回訪問、金杯を窃取せしは義兄が飲酒中自慢談をなせしが腹が立

ちて、窃取したりと云ふも實際にあらず、依然として無斷外出し、夜深更に歸宅すと外出先を尋ぬるも要領を得ず。

第十五回 三月二十二日京北中學の編入試験に合格せず、二十九日郁文館中學の編入試験にも合格せず、九月の補缺編入試験を受くる様勉強すべく勸告す。

第十六回 四月二日家庭教師都合に依り辭退せしを以て至急適當の人を尋ぬる事及善き友人を與ふる様家庭と協議するもなし、四月十一日夜外出せしまゝ歸宅せず。

第十七回 警視廳司法主任に搜索方を依頼すると共に嚴誠方を依頼せり、一方又姉と協力して、銀座、淺草等を尋ねしも見當らず、十三日夜深更に歸宅せり。

第十八回 十四日午前警視廳刑事家庭を訪問し、同行の上留置す、午後警視廳に出頭の上嚴誠の上修齊學園入院を條件として、本員に引渡さる、家庭に同行し調査するに十一日午前中姉の箆筒中より衣類指輪等を窃取し、自宅裏の物置小屋に隠し置き、晚餐後外出し近隣の質屋に入質し、淺草公園にて悪友と逢ひ木賃宿に宿泊し、翌日は府下蒲田活動寫眞撮影所に至り遊び露店商人の家に宿泊し、十三日淺草にて遊び深更歸宅せし者なりと尙ほ警視廳刑事に自白せし所に依れば今日迄に賣春婦等に關係せし事十數回ありと依て本員の調査は虚偽ならんも追及せず、修齊學園入院は父の懇願に依り延期する事とし父に於て至急家庭教師を尋ね専心勉強する事を誓はしむ。

第十九回 五月五日本人の從兄(立教大學卒業後正金銀行へ勤務する事に決定せしも病氣の爲め

静養中) 寄寓せしを以て、家庭教師として教授を受くる事とせしも、此頃は飛行家の希望變じて活動俳優となり勉強せず外出を要求して已まず爲めに一ヶ月一回は本員一回は家庭教師と活動を觀覽する事とせり。

第二十回 七月二十五日家庭教師鎌倉へ轉地せしを以て本人も轉地す、八月二十日歸宅。

第二十一回 九月都文館中學東京中學編入試験を受くるも合格せず、十五日家庭教師全快勤務(横濱)の爲め轉居せしを以て同人の友人(立教大學神學部研究生)代て家庭教師となり一週三日出張教授す。

第二十二回 十月二十八日宮内省より拜領せし、白絹二疋を窃取して入質せしを警視廳刑事に發見せらる、四月以來他に宿泊せし事なきも外出して夜深更に至りて歸宅する事多くなりしを以て家庭教師に注告して運動(テニス)を立教大學の運動場にてなさしむるに喜び熱中せしも十一月に至りて飽きを生ず家庭教師毎日曜に教會に同行する爲め基督教の説教を喜び十二月は勉強を放任して家庭教師と共にクリスマスの準備に外出勝なるを以て注意せしも教師も本人も聽かず。

第二十三回 大正十一年一月中旬より希望變化し、南洋行きを望んで教會に行くも喜ばずテニスも忘れたる者の如く、牧師の内情等を知りて攻撃し家庭教師に服せず、從て家庭教師も來宅せざるに至りしを以て一週一回の訪問を二回となす。

第二十四回 二月警視廳刑事に依り父が宮内省より拜領せし、白絹二疋を窃取し入質せしを發見

せらる、三月東京植民貿易語學校へ入學せしむ(本員學監を知るを以て豫め交渉し置きたるを以て試験に合格したる由)是れ本人の希望南洋行なるを以て西班牙語の必要を説き入學せしめたるを以て興味を感じ、西班牙語に熱中し四、五月二ヶ月間は成績良好なりしを以て、六月より一ヶ月二回の訪問となす。

第二十五回 九月に至り暑中休暇中淺草銀座を遊び舊惡友に逢ひたると學校にも遊び友人が出來たる影響が一ヶ月中に十日位は時々無斷缺席をなす、學校教務主任と交渉し父と聯絡を取る爲め毎日家を出る時間と登校せし時間と退校時間着宅時間を記入し捺印する事にせしも、十月頃より自然と實行せず。

第二十六回 大正十二年昨十二月の試験成績も良好にて且つ浮浪もなきを以て、一ヶ月一回訪問とす。

第二十七回 二月五日に至り一月以來長期缺席し居るを學校にて發見、本人を學校へ同行の上教務主任と共に懇諭の上明日登校する事を誓しむ、三月受験の結果特進にて進級す。

第二十八回 四月十八日學校へ一學期には一日も出席し居らざるを發見し、調査せしに近隣に住む早實時代の友人にて、目下中途退學して不良團員なる者に三月下旬に出逢ひ二人にて玉突場及淺草銀座神田等を徘徊し、父より書籍代及月謝を受け取りて學校に納付せず、不良團員と遊び居りし者なりと依て懇諭の上登校する事とす依て本員訪問も一週一回、(但し學校家庭共)とす。

第二十九回 暑中休暇迄良好、但し學校の歸途遊び遅れて夜深更に及んで歸宅する事あるも歸宅せざる事なく學校も缺席せざりしを以て、父母喜び居れり。

第三十回 九月震災後一時訪問せざりしが、下旬に學校が上野公園に移轉し、本員も移轉する旨を告げ登校を勧誘せり。

第三十一回 十月一日學校授業開始、十月十一月は缺席なし十二月三日程缺席せしを以て注意せしに爾後眞面目に出席せり。

第三十二回 十三年一月も成績良好定期の訪問を廢して適宜に訪問する事とせしに二十日以後又々缺席を始め、依て上野公園内東京府教育會臨時學生寄宿舎に植民貿易語學校及保善商業學校の生徒を收容し居りしを以て二月一日より入舎せしめ本員監督せり。三月受験成績良好三學年に進級すると同時に學校は本所區横綱町に移轉し、寄宿舎も閉鎖せしを以て家庭に歸宅せしむ。

第三十三回 四月授業開始以來出席せざる爲め再三懇諭せしに震災後西班牙語科の生徒が減少せしを以て教師の更りし爲め新任教師の授業にては勉強甲斐なき等の口實にて出席せず、一方學校に於ても缺席多きを以て五月退校處分となれり。五月下旬壯丁検査の結果合格す保護方法に苦しむと共に年齢已に成年に達したるを以て打切りたる者なり。

ケース 第 號

性別 男

保護着手 當時年齢 十八歳

一、住居及環境

家屋は木造二軒長屋にて間敷は三間にて疊敷は十一疊家賃十八圓、同居人無く、家族人員は本人の外四人にて合せて五人、家屋内外は閑靜にて人家少く一體に衛生上良好にて細民地區に非ず、然し別に庭も室内裝飾もなし。

一、家族狀況

続柄	年齢	健否	現在職業	月收	教育程度
繼父	五三	健	勞働	五〇圓	尋常小學卒業
實母	四〇	同	草履内職	六圓	高等小學卒業
實兄	二三	同	電線上場	三九圓	三年中退
本人	一八	病氣	ナシ	ナシ	五年中退
實弟	一三	健	同	同	六年通學中

一、血族狀況

父母の父母及兄弟姉妹共になし。

一、就學する迄の狀況

本人は福島縣大沼郡に明治四十年七月十四日誕生し母乳を以て實母の手に育てられ發育中も異狀無く病氣に罹りし事なく無事成長をせり、然して本人の實父は不身持の者なりしかば氣難かしき勇の氣に入らざりし爲、入籍を許さざりしかば皆私生兒なり。而して現在の繼父は先方の籍を去

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

る事出来ざる事情の者なるを以て之又入籍なし居らざる者なり。

一、學校狀況

本人出生地の小學校に入學をなし五年にて家事の都合上中途退學をなし、若松市の乾物屋に奉公をなし、三ヶ年を経たる中母は都合上上京後一年を経て本人を引き取り今度は飯田町の砂利屋に三ヶ年住み込み居りしも給金の支拂悪き爲十二年八月同職なる大塚町に奉公替をなし丁度此處にて震災に逢ひ後二十日程にて病氣の爲退職せり。

一、要保護事由

本人は震災の時無事に逃れたるも實家の事氣に懸り安否を伺ひに歸りし時大分瘠せ衰へ居りしも本人は別に異狀無しとて主人方に歸り後再度目に歸りし時異常の瘠せ方と甚だしき衰弱とに驚き主人先より暇を取りて連れ歸り、九月二十二日慶應病院にて診断を受けし所胃腸病との事にて一週間程治療せしも一向其甲斐も無く益々細く瘠せ行くに、今一度診断を受けし所糖尿病にて入院せよとの事につき直ちに入院をなし、十三年六月二十三日、大方快癒し、只此上は家庭にて食養生さへ氣を附ければ藥の用も無しとの事につき退院をなし、父母共に本人の食事に注意をなし居りしも、病氣の性質上美食飽食は禁物とて八分目位に食し、豆腐の粕とか、喰パン、麥飯等にて禁せられ、ば餘計に食慾を起し、食せば食す程身體は瘠せ衰へ、骨と皮の様になり顔色蒼白となりて瘡みを來たし歩行はヒョロ／＼として押せば倒れる有様の重病人なるも空腹を押へる自制力を失ひ、外出をしては、食料品、金錢、菓子、果物等を窃取なし、飽食の状態を外にてなし居た

りしも或る日銅貨許りを十錢揃へて持參なし居りしを母見附け其の出所を尋ねしに、途上に落ち居たりしを拾ひたりと云ふも、銅貨許り十錢揃つて落ち居るは不思議なりと詰問せしに、終に天祖神社の賽錢を窃取せしを白狀せしにより、今迄の本人の狀況の大體も察せられたれば、外出を禁じ監視怠りなかりしかば、本人は病人の事として仕事無きを幸と、晝間は寢て夜家人の寢静りたる時に臺所、便所の入口等より飛び出して附近の家の物又神社の賽錢を盗み、夜明くる迄空家にて過し等して歸るに依り母は内職を一時頃迄して見張りをなし居るも長く續かず仕方無く一時は本人を縛したりしも、何時の間にか外に出て窃盜をすると云ふ有様にて殆ど其のなす所を知らずとて終に其の保護方を警察に願ひ出でたるものなり。

一、保護經過(保護開始、大正十四年一月二十日 現在訪問、繼續中)

家庭及警察にては本人の感化院入院を切望せるも、本人の過去に於て一度も斯る行爲無く、又奉公先きも長年續き、又慶應病院も病氣の經過良好なるを以て退院せし程の者なるを以て病氣の性質上、自制力を失ひ不良の行爲に出でたるならんとの推測もされるが、何れにせよ先づ其生理的方面の病氣を全快せしむる方法を講ずるの至當を思ひ、大學病院に交渉中、警察にては待ち切れず本人を審判所に送りたるも重病人の事として送り返されたるを以て、直ちに母及本員は共に本人を大學病院に連れ行き診断を乞ひたり、其の診察を受くる直前に便所に行きし歸りに病人の牛乳一本を盗みポケットに納め素知らぬ顔をなし居たりたるなり。而して診断の結果依然として糖尿病との事なれば、今迄の經過を審かに語り病院にて保護を加へざる以外に全ての保護機關も本人を収容

するの不可能なる事を申告し是非入院の許可を乞ひしかば、本人が病院に於て物品窃取の時は直ちに退院を命ずると云ふ條件にて直ちに其日入院せしめられたり。然るに僅か十二日にて退院を命せられ母に引き渡されたり、其の間に二回同室の病人の金銭を盗みし爲なりとの事、此處に至れば最早や今の所爲すべき方法も見當らず、依て家庭に於て従前通りの保護を以て注意する事になる。されば本人は最早や自分は何をしても誰も手の付け様もなく又罰せらるゝ恐も無きを知り、毎日の如く神社に至り賽銭を取りて食物を買ひて思ふ存分食し居たり。不良行爲甚しき爲兩親は面目無き爲移轉せんと敷金を用意なしありしを盗み取りて朝三時頃淺草に行かんとして交番に押へられ拘留されし後又母に渡されたり、依て敷金も手に入りたればとて移轉をなす其の翌日本人は又家出をせんとせしに兄に引き止められたるに腹を立て火鉢に在りし火を取りて疊の上さまに散し等其の舉動益々荒々しくなり増さるを以て此の上は準精神病者として精神病院に収容せしめんとせしも警察にては精神病者に準ずる事の證明不可能との事なるを以て如何ともなし能はず。其中五月六日に家出をなし五日後に歸り來たりし時は今迄と全々變り全くの乞食となりて歸り來り不潔にて手の付け様なきを母は衣を替へさせて寢につかせしに又翌日家出をなし二ヶ月も乞食生活を續けて自宅に歸りし時は殆ど目も當られぬ程の病人となり居る有様なりき。然るに其後は靜かに家に落ちつき、日蓮宗に歸依し毎日何回も御講を擧げ其度々多量の水を飲んで實に一日に一斗以上を飲むも何の事も無く又食事は一切の制限を破り全く健康人と同じ食物を満腹する迄食するも、神佛の加護の許に在るに依り、今は盜癖も納り食物も今迄の如く慾せず經過良好なりと。

90



© 1997 B&B